

- 注1 不要の文字は抹消すること。
- 2 同一の通信系統に属する送信設備の数を記載すること。
- 3 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 4 1の(1)から(7)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が分かるように一括して記載することができる。
- 5 1の(1)の欄は、使用する周波数の範囲(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあっては、搬送波が拡散される周波数の範囲とする。)を「4MHzから28MHzまで」のように記載すること。
- 6 1の(5)から(7)までの欄の記載は、次によること。
- (1) 1の(5)の欄は、通信状態における電源端子の伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロアンペアを0デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかつこを付して記載すること。
- (2) 1の(6)の欄は、非通信状態における電源端子の伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかつこを付して記載すること。
- (3) 1の(7)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。
- (4) (1)から(3)までの記載はに当たっては、設備規則第60条第2号の(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。
- 7 1の(8)の欄は、1の(1)の欄から1の(7)の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。
- 8 2の欄は、第26条第3項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の記載を省略する場合はその旨を記載し、又はその他参考となる事項を記載すること。
- 9 3の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにふりがなを付けること。
- 10 4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。
- 11 5の欄は、「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。
- 12 6及び7の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り許可状の記載事項により記載すること。
- 13 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所(いずれも変更があった場合はその変更後のもの)を記載するほか、変更後の事項を記載すること(工事設計に変更があった場合は、1の(8)の欄は必須とする。)。
- 14 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 15 添付書類の写しは、この様式に定める規格の用紙とする。